

東京電力(株)福島第一原子力発電所 事故による損害への対応について

第4回原子力損害賠償制度専門部会
2015年10月7日



福島県漁業協同組合連合会(JF福島漁連)
災害復興プロジェクトチーム

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による損害への対応について

平成27年10月7日

JF 福島県漁業協同組合連合会
災害復興プロジェクトチーム

1. 被災から賠償請求までの初期対応について

平成23年

- 3月11日 地震・津波発災
福島第一原発1号機・2号機・4号機全電源喪失。3号機全交流電源喪失
- 3月12日 福島第1原発1号機ベント・爆発
- 3月13日 福島第1原発3号機ベント
- 3月14日 福島第1原発3号機爆発
福島県漁業関係地震対策本部(仮称)設置
- 3月15日 福島第1原発2号機圧力抑制室(S/C)破損・4号機爆発
福島県内の漁業自粛を発表

- 4月4日 汚染水海洋放出(4月9日終了)
- 4月7日 第一回組合長会議開催
(国と東京電力に対して原子力災害賠償を求めていく)
魚のサンプリング調査開始(勿来港・小名浜港・江名港・四倉港から漁船4隻)
- 4月16日 相馬地区現地視察(水産庁4名・水産総合研究センター2名・県漁連10名)
- 4月28日 福島県水産会館内に「災害復興プロジェクトチーム」(以下復興P・T)を設置
- 4月30日 東京電力(株)と復興P・Tとの賠償金請求に関する打ち合わせ
(以後継続)

5月31日 3月・4月分漁獲損害賠償請求

6月15日 3月・4月分仮払い入金(請求の半額)

平成24年

- 6月22日 相馬双葉漁協・沖合底曳船試験操業開始
(営業損害請求開始)

2. 賠償基準について

個人請求にするか、団体賠償請求にするかの選択 → 団体賠償請求を選択。

(1) 団体賠償請求を選択した理由として、

- ① 東京電力に対し賠償交渉をするにあたり、請求の根拠を県内で統一し明確にする必要がある。
- ② 津波による被害漁船の被害区分と請求根拠を明確にする必要がある。
- ③ 団体賠償請求することにより事務量の大幅な軽減につながり、支払までの時間を短縮できる。
- ④ 支払金額確定ごとの示談同意書の徴求、入金後の確認も容易になる。
- ⑤ 休漁から試験操業に移行するにあたり、統一した請求書の作成が必要となる。
- ⑥ 団体の交渉することにより、長期の復興計画の作成が可能になる。

(2) 請求する内容としては各組合員の漁獲損害・各漁協の販売手数料損害とする。

(3) 精神的苦痛による補償・また、いわゆるのれん代は復興 P・T では対応しない。

3. 請求対象者について

漁協・漁協の正組合員・准組合員とする。(その他の遊漁船等に対応できない)

4. 支払について

(1) 漁業者の多くは津波で被災し、請求から支払までの時間の猶予が無かったため請求額の半額を仮払いとして対応し、6月から12月まで毎月の入金が行われるようにした。

(2) 漁船の乗組み員の給与も仮払いの中から支払われたため、仮払い制度の必要性を強く認識した。

(3) 支払の経緯

平成23年

6月15日 3月分・4月分の仮払い(50%)

7月4日 5月分の仮払い(50%)

8月8日 6月分の仮払い(50%)

9月12日 7月分の仮払い(50%)

10月14日 8月分の仮払い(50%)

11月22日 3月分から8月分までの本精算支払

12月28日 9月・10月分支払

(年末の支払に間に合わせるため2ヶ月分の請求)

平成24年

3月23日 11月分から1月分支払

6月26日 2月分から4月分支払

以後3ヶ月分を9月・12月・3月・6月に支払う。

5. 請求事務手続きについて

(1) 請求実務

①賠償請求についての基本確認

漁業者から委任状にて委任されたもののみで、原子力損害賠償紛争審査会の指針に基づき取り進める。

②損害額の認定

津波被害と原子力災害により水揚げ伝票・帳簿・PC等が回収出来ないため漁獲共済のデータを活用し、個人ごとの過去5年間(平成18年

から平成23年)の月別水揚げ金額を5年間の中間3年分平均して、休漁中のため係らない経費を差し引くため、漁業災害補償法施行規則(農林水産省令)に定められた補てん率を掛けて休漁損害額を算定。
試験操業・本操業の出漁日についての損害は補てん率は用いない。

③津波被害船の取扱

津波による被害船はその修理期間を設定して、その期間の賠償は行わない。

修理期間を経過すれば修理済みとして賠償を開始する。

④請求書作成・入金振替

漁業者個人ごとの所属する漁協・支所別に作成。

(1ヶ月の請求は約700件)

平成24年2月分より3ヶ月分をまとめて請求する。

請求の取り纏め、請求書作成、金額の確定、示談同意書の提出、入金までの期間を取ると年に4回の請求が限度である。

(2) 請求・入金の具体例

5月・6月・7月分の請求書を8月の10日頃まで作成提出。

8月下旬まで東京電力との照合。

9月上旬に示談同意書の作成(東京電力)。

9月中旬まで示談同意書の締結(各漁業者ごと)提出

9月下旬に本会に東京電力より入金、同日に各漁協に送金。

漁協は速やかに漁業者の口座に振替入金。

10月上旬に組合員口座振替済みエビデンスを東京電力に提出。

(3) 事務手数料について

福島県漁連、復興P・T、各漁協とも漁業者から賠償金に関する手数料の徴収はしていない。

6. 国と東京電力の役割について

賠償の基準となる原子力損害賠償紛争審査会・指針は国が定めている。

事故発災直後、損害の認定・支払は東京電力との協議において円滑に行われてきた。

しかし原子力損害賠償支援機構による賠償支援が始まってからは、東京電力による請求書の確認後、機構の審査が入るため時間がかかり、結果として請求の締め切り日が早くなっている。

また、損害額の認定においても四捨五入が認められていたものが切り捨てになるなど、計算式の変更を余儀なくされた。

さらに、当初から賠償の対象と認められていて今後の請求とされていたが、審査が膠着状態になっている案件がある。

実質、損害の認定・支払の決定を機構が行っている感があり、国と機構と東京電力の役割を明確にすべきと思う。

7. その他の課題と問題点について

(1) 今後の提言として

原子力に限らず、大規模な事故・災害が発生してからの課題のうち損害を受けて請求をする側の提言として。

- ① 賠償請求を何処の部署で行うか明確にしておく必要がある。
- ② 津波被害・原発事故により立ち入りが禁止された場所での資料の確認が出来ないので、遠隔地に確実なバックアップをしておく必要がある。
- ③ 個人の賠償請求は困難であるので、あらかじめ団体にて交渉することの理解を得ておく。

本県の例として、賠償請求当初は漁獲賠償に対する委任状の提出をためらう漁業者が多く、請求明細書と示談同意書を提示してから、賠償される期間のみの委任状の提出を受ける事例が約1年間続いた。

これは、漁業者が大きな災害を受けた直後、東京電力に対する不信感の表れであり、復興 P・T を全面的に信頼して良いかの迷いによるもの

である。

もし、当初から賠償請求を受ける窓口が東京電力でなく、国の機関であれば漁業者も躊躇わず復興 P・T に委任したとのこと。

- ④ 事故当初から、東京電力の賠償担当者は復興 P・T と連携し、漁業者個人ごとの震災の 5 年前に遡り請求データベース作りに努め、なおかつ休漁中の損害から本格操業後の賠償までのスキームを構築した。

現在は休漁損害から魚種・漁法により試験操業に移行しており、近い将来は本格操業が可能になる漁法もある。

ただし、東京電力の担当者は 12 ヶ月から 18 ヶ月ほどで異動になるので、当初からの賠償スキームが引き継がれてはいるが、もっとも肝心な長期に渡る漁業復旧と賠償の在り方が後任者に理解されているかは疑問が残る。

東京電力の担当者が替わる度に、福島の漁業の現状説明・賠償スキーム・今後の取り組みについて説明しているが理解がされた頃にまた異動になる。その繰り返しである。

さらに障害となりつつあるのが、東京電力内部の審査室の存在である。

昨年から東京電力の直接の担当窓口が福島原子力補償相談室いわき補償相談センターに移行されたが、実態はいわきのセンターに決定権は無く、案件ごとに東京電力本社・中央団体相談グループの判断を仰ぎ、さらに請求書は審査室での審査を受ける。

すでに取り決めてある賠償のスキームに関連すること、また示談同意書の審査等はいわき補償相談センターに任せて事務の時間短縮をはかるべきと思う。

(2) 福島県特有の事情

福島県の沿岸漁業は全面自粛となり、損害賠償の仕組みも大きく 3 段階に分けて考えている

- ① 全面休漁に対する休漁損害賠償
船主・乗組み員のため迅速な支払を目指す(仮払制度の活用)
- ② 試験操業をしながら休漁損害と営業損害の組み合わせでの賠償
試験操業計画により操業した日は営業損害として水揚げ不足分を賠償、
休漁となった日は休漁損害として賠償。
- ③ 将来の通常操業に回復してからの営業損害賠償
休漁損害は存在せず、出漁日の水揚げ不足分の賠償。

(3) その他の課題

以上のとおり賠償のスキームは確立しているが、大きな問題となるのは事故からの時間経過である。

事故発災後 来年の3月で丸5年となる。

当然であるが漁業者も5歳年をとっている。

また休漁・試験操業のため本格的な漁に出られない日も長く続いている。

そのため、漁業者の気力と体力の低下、後継者の漁業離れ、新たな漁業者の参加が事実上不可能なことにより近い将来、廃業による組合員数の激減が予測され、深刻な問題となっている。